

市第31号議案

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、この項の規定の適用の際現に着手し、又はこの項の規定の適用の日から31日以内に着手する行為については、この限りでない。

第15条の3を次のように改める。

（届出を要しない行為）

第15条の3 次項に規定する地区以外の景観計画区域（景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）における同法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為（以下「届出除外行為」という。）は、同条第1項第1号から第3号までに掲げる行為とする。

2 別表第2の左欄に掲げる地区における届出除外行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 別表第2の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の

右欄に掲げる行為

- (2) 景観法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為のうち、この項の規定の適用の際現に着手し、又はこの項の規定の適用の日から31日以内に着手するもの（前号に該当する行為を除く。）

別表第1中「景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）」を「景観計画区域」に改め、「特定照明」の次に「（以下「特定照明」という。）」を加え、同表に次のように加える。

みなとみらい21 新港地区（景観 計画区域のうち 、みなとみらい 21新港地区とし て景観計画に定 める区域をいう 。以下同じ。）	景観計画に定める赤レンガ倉庫	特定照明
--	----------------	------

別表第2中「工作物の増築又は」を「工作物の」に改め、同表に次のように加える。

みなとみらい21 新港地区	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの 3 工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの 4 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの 5 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為
------------------	---

別表第3中「工作物の新設、増築、改築又は移転（増築又は）」を「工作物の新設、増築、改築又は移転（」に改め、同表に次のように加える。

みなとみらい21 新港地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。） 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの 3 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。） 4 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの
------------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第15条の3第2項（同項第2号に係る部分に限る。）の規定は、この条例による改正前の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例別表第2の左欄に掲げる地区においてこの条例の施行の際現に着手し、又はこの条例の施行の日から31日以内に着手する行為については、適用しない。

提 案 理 由

景観法に基づき、みなとみらい21新港地区に係る景観計画区域内において、届出を要する行為及び要しない行為並びに特定届出対象行為を定めるとともに、関内地区等に係る景観計画区域以外の景観計画区域内において、届出を要しない行為を定める等のため、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（太線部分が改正案）

（届出を要する行為等）

第 15 条の 2 景観法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、別表第 1 の左欄に掲げる地区の区分に応じ、同表の中欄に掲げる建築物（建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物並びに屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件を除く。以下同じ。）の全部又は一部について、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。ただし、この項の規定の適用の際現に着手し、又はこの項の規定の適用の日から 31 日以内に着手する行為については、この限りでない。

（第 2 項から第 4 項まで省略）

（届出を要しない行為）

第 15 条の 3 次項に規定する地区以外の景観計画区域（景観法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）に 為は、別表第 2 の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表おける同法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為（以下の右欄に掲げる行為とする。下「届出除外行為」という。）は、同条第 1 項第 1 号から第 3 号 までに掲げる行為とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる地区における届出除外行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 別表第 2 の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為

- (2) 景観法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為のうち、この項の規定の適用の際現に着手し、又はこの項の規定の適用の日から31日以内に着手するもの（前号に該当する行為を除く。）

別表第1 届出を要する行為（第15条の2）

地 区	建 築 物 又 は 工 作 物	行 為
関内地区（ <u>景観</u> <u>景観</u> 計画区域 法第8条第2項 第1号に規定す る景観計画区域 （以下「景観計 画区域」という ——のうち、関 内地区として景 観計画に定める 区域をいう。以 下同じ。）	景観計画に定める歴史的界限形成エリア 内に存する建築物又は工作物（市長が指 定するものを除く。）	景観法施行令（平成16年政 令第398号）第4条第6号 に規定する特定照明（以下 「特定照明」という。）
みなとみらい21 新港地区（景観 計画区域のうち 、みなとみらい 21新港地区とし て景観計画に定 める区域をいう 。以下同じ。）	建築物又は工作物（市長が指定するもの を除く。）の景観計画に定める見通し景 観形成街路に面する部分	特定照明

別表第2 届出を要しない行為（第15条の3）

地 区	行 為
	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等（修繕若しくは模様替 又は色彩の変更をいう。以下同じ。）で、外観を変更する部分の面

<p>関内地区</p>	<p>積（市長が定める方法により算定した面積をいう。以下同じ。）の合計が10平方メートル未満のもの</p> <p>3 <u>工作物の</u>改築で、外観の変更を伴わないもの 工作物の増築又は</p> <p>4 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの</p> <p>5 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為</p>
<p>(省 略)</p>	
<p>みなとみらい21 新港地区</p>	<p>1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの</p> <p>3 工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>4 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの</p> <p>5 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為</p>

別表第3 特定届出対象行為（第15条の4）

<p>地 区</p>	<p>行 為</p>
<p>関内地区</p>	<p>1 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。）</p> <p>2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの</p> <p>3 <u>工作物の新設、増築、改築又は移転（</u>改築にあつては、 工作物の新設、増築、改築又は移転（増築又は 外観の変更を伴わないものを除く。）</p> <p>4 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの</p>
<p>(省 略)</p>	
<p>みなとみらい21 新港地区</p>	<p>1 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。）</p> <p>2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの</p> <p>3 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。）</p> <p>4 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの</p>